

〔7〕 将来の付添費（将来介護費用）

事 例

独身である被害者（男性）は、29歳時に交通事故に遭い、30歳になって症状固定し、脊髄損傷による四肢麻痺等（別表第1の1級1号）と認定された（平均余命51年）。被害者には60歳の母がおり、母が自宅で介護者として従事する予定である。

主張のポイント

将来の付添費（将来介護費用）は、要介護の等級である後遺障害別等級表別表第1の1級及び2級の場合のほかに、これら以外の後遺障害の場合であっても、特定の行動について、介護の必要性があること等を具体的に主張・立証することにより認められる場合があります。

現在、近親者による介護が行われている場合であっても、将来介護する者が高齢になることにより職業介護が必要となる場合もあり得ます。そのため、現在は近親者による介護を行っている場合であっても、将来は職業介護を利用することを主張することも検討する必要があります。また一般的には、施設介護よりも在宅介護の方が費用が高額になることから、在宅介護によるか、施設介護によるかについても問題となります。

介護期間は、被害者の平均余命まで認められることが通常です。遷延性植物状態になった場合であっても、平均余命まで生存する蓋然性が否定される特別な事情が認められない限り、生存可能期間を平均余命の年数とする傾向にあります。

4 将来介護費用の金額

職業介護費用の算定基準は、基本的には、支払を要する職業介護の実費相当額になりますが、1日2万円を超えるような場合には、高額になる必要性を具体的に主張・立証する必要があります。また、**6**に後述のとおり、介護保険制度による将来の給付は、損益相殺の対象とはなりません。将来介護費用の算定に考慮されることはあります（控えめな算定）。

近親者介護による場合は、常時介護を要する場合で、1日につき8,000円を目安とされていますが、随時介護の場合は、実際に行われている介護の内容、回数等を考慮して、常時介護による場合から、一定の金額を減額される場合が多いです。一般に、介護の必要性はある程度広く認められるとしても、介護費用を減額することで調整される傾向にあります。例えば、声掛けや看視を主な内容とする介護が必要な状態であると認められた、高次脳機能障害（3級）、右足関節機能障害（10級11号、併合2級相当）の個人事業主（男性）の事例では、日額5,000円とされました（東京地判平21・12・24交民42・6・1678）。

5 将来介護費用の算定方法・支払方法

(1) 介護費用の算定方法

将来の介護費用は、中間利息を控除して、一時金として支払われることが通常です。本事例について、一時金の具体的な計算方法は以下のとおりとなります。

【算定例】

常時介護を要する症状固定時30歳男性の被害者（平均余命51年）について、現在60歳の母親が67歳になるまで介護するものとして、1日8,000円、それ以降は、職業介護によるものとして1日1万8,000円と認定された場合。

8,000円 × 365日 × 5.7864 (母親が67歳になるまでの7年間のライブニッツ係数)
+ 1万8,000円 × 365日 × (18.3390 - 5.7864) (平均余命51年のライブニッツ係数から近親者介護期間の7年間のライブニッツ係数を引く)
= 9,936万6,870円

(2) 介護費用の支払方法

介護費用は一時金として支払われることが通常です。

6 公的扶助及び公的サービスとの関係

交通事故により要介護状態になった者でも、介護保険等の公的給付を受けることができますが、将来も現在と同様の給付の内容及び水準が維持されるか否かが不確定であることから、将来介護費用の算定に当たり、将来受け得る介護保険給付を控除する取扱いにはなっていません。

証拠資料

1 介護の必要性についての資料

【例示】〔後遺障害の内容・程度について〕医師の診断書、後遺障害診断書、後遺障害等級認定票、診療記録、医師の意見書など
〔介護の内容・程度について〕日常生活動作（ADL）に関する報告書、介護を担当している近親者等の報告書・陳述書、診療記録、医師の意見書、介護認定調査票

2 介護の主体と場所についての資料

【例示】介護サービス要約表、介護施設契約書など

③ 介護期間についての資料

【例示】簡易生命表など

④ 将来介護費用の金額についての資料

【例示】被害者及び近親者の生活実態及び介護の内容・程度に関する報告書・陳述書など
〔職業付添人による介護の場合〕職業付添人による付添費の領収書及び見積書など

【参考判例等】

- 1級3号の後遺障害認定を受けた被害者が、控訴審継続中に、胃がんで死亡した事案につき、死亡以降の介護は不要であるとして、死亡日以降の介護費用の賠償は命ずべきではないとして、被害者死亡後の介護費用を損害と認めなかった事例（最判平11・12・20判時1700・28）。

参考文献

[赤い本] 2018年版上巻22～37頁

[青本] 26訂版22～32頁

[その他の文献]

- ・佐久間邦夫＝八木一洋編『リーガル・プロGRESSIV・シリーズ5 交通損害関係訴訟 [補訂版]』179頁以下（青林書院、2013年）
- ・影浦直人「将来要する費用の諸問題1（将来付添費（介護費）」森富義明＝村主隆行編『交通関係訴訟の実務』251頁以下（商事法務、2016年）
- ・湯川浩昭「施設入所中の重度後遺障害者の損害算定に関する諸問題」赤い本2008年版下巻132頁以下
- ・山田智子「重度後遺障害の将来介護費の算定に関する諸問題～職業付添人による介護を中心として」赤い本2011年版下巻6頁以下
- ・宮崎朋紀「重度後遺障害事案の損害算定における問題点の概観」判例タイムズ1367号71頁以下

[19] 事業所得者（個人事業主）の場合

事 例

以下の場合において、事業所得者である被害者の休業損害又は逸失利益はどのように算定されるか。

- (1) 事故の前年度において、被害者が営む事業の収益が赤字であった場合
- (2) 被害者が、事故の前年度の確定申告において、税務対策のために過少申告を行っていた場合
- (3) 被害者が、妻・長男夫婦とともに青果商を営んでいた場合
- (4) 事故により長期にわたり完全休業せざるを得なかった被害者が、休業中、家賃やリース代等固定経費を支出した場合

主張のポイント

事業所得者とは、個人事業主、自営業者、自由業者等自らの経済活動により収益を得ている者で個人名で事業を営んでいる者をいいます。

事業所得者については、事業内容・事業形態も多岐にわたり、実収入額を正確かつ端的に証明する方法も少ないことから、休業損害や逸失利益の算定に困難を伴う場合があります。

そこで、事業所得者の休業損害及び逸失利益については、被害者の業種・稼働状況等に応じた個別具体的な主張と的確な証拠に基づく立証を行う必要があります。

1 基礎収入の算定方法

(1) 事業所得者の基礎収入は、原則として、事故の前年度の申告所得額、すなわち、白色申告者については所得金額、青色申告者については青色申告控除前所得金額に基づき算定されます。

申告所得額は、当該年度の確定申告書とその添付書類（白色申告者の場合は、所得金額を裏付ける収支内訳書、青色申告者の場合は、青色申告控除前所得金額を裏付ける所得税青色申告決算書）の各写し（税務署の受付印のあるもの）、納税証明書、課税証明書等により立証します。

なお、年度、季節により事業収入額に相当の変動がある場合には、事故前数年間の事業所得の平均額を基礎収入とすることがあります（東京地判平27・3・26交民48・2・414）。この場合には、事故前数年間分の確定申告書及びその添付書類の各写しを提出する必要があります。

(2) 実所得額が賃金センサスの平均賃金額以下であっても、被害者が比較的若年（おおむね30歳未満）である場合には、生涯にわたって平均賃金額が得られる蓋然性の立証があれば、賃金センサスの平均賃金額が基礎収入となることがあります。この場合は、被害者の年齢、性別、学歴、事故前後の職業と稼働状況、実収入額と平均賃金額との乖離の程度及びその原因等を具体的に主張・立証する必要があります（東京地判平17・1・26交民38・1・145、齊藤顕「逸失利益の算定における賃金センサス」赤い本2007年版下巻124頁以下）。

(3) 確定申告上、事故の前年度の収益が赤字となっている場合には、申告所得額に休業中の固定経費額（**4**を参照してください。）を上乗せした金額がプラスにならない限り、原則として休業損害の発生は認められません。

もっとも、将来の収入の減少・喪失の填補である逸失利益について

〔32〕 高次脳機能障害の場合

事例

交通事故の被害者が、頭部に外傷を受け、直後に意識障害が生じた。その後、認知障害や人格変化等の症状が認められる場合に、高次脳機能障害に該当するかどうかやその程度はどのように判断されるか。

主張のポイント

脳外傷による高次脳機能障害は、主に、①画像所見の有無とその内容、②頭部外傷後の意識障害の有無とその程度、③高次脳機能障害に特徴的な認知障害、行動障害、人格変化等の精神症状の有無とその内容、との観点から、主張・立証を行うことが重要です。主に、①と②で高次脳機能障害発生の有無が判断され、③で障害の程度が判断される傾向があります。

1 高次脳機能障害

(1) 定義

脳外傷による高次脳機能障害とは、事故により脳外傷が発生した被害者について、その回復過程に生じる認知障害、行動障害や人格変化等の精神症状が、外傷の治癒後も残存し、就労や生活が制限され、あるいは社会復帰が困難となる障害をいいます。

(2) 高次脳機能障害認定システムの確立

従前の自賠責保険の認定実務においては、脳外傷に伴う脳機能の障

害は、主として脳実質の局在損傷（硬膜下血腫、くも膜下出血、脳挫傷等）の有無に着目して認定されていたといわれています。また、症状についても、主として、脳実質の局在損傷に起因する失語・失認・失行を取り扱っていたとされています。

これに対して、画像上も明確な脳実質の局在損傷の所見が認められないにもかかわらず、失語・失認・失行に至らない程度の認知障害・行動障害・人格変化等の症状が残存する事案が存在しているとの指摘を踏まえ、これまで見逃されやすかったとされる大脳深部の軸索損傷（びまん性軸索損傷）について注意喚起をし、脳外傷による高次脳機能障害の認定と適切な等級評価を行うことにより被害者の救済を充実させる、との趣旨で、損害保険料率算出機構により高次脳機能障害認定システムが確立され、平成13年1月より高次脳機能障害専門部会において、より慎重な認定が行われるようになりました。同システムは、その後も見直しが行われ、平成19年2月、平成23年3月及び平成30年5月に高次脳機能障害認定システムの充実についての報告書（以下「報告書」といいます。）がそれぞれ作成されています。

なお、平成30年5月の報告書においては、MTBI（軽度外傷性脳損傷）等の診断がなされている事案が審査対象から漏れることがないように、これらが高次脳機能障害審査の対象事案として明記されたことに留意する必要があります。

（3） 認定のポイント

高次脳機能障害の認定に際しては、主に、①交通外傷による脳の受傷の存在を裏付ける画像所見の有無とその内容、②頭部外傷後の意識障害の有無とその程度、③高次脳機能障害に特徴的な認知障害、行動障害、人格変化等の精神症状の有無とその内容、の3点がポイントとなります。以下、個別に見ていきます。

ごし方の状況、学校での状況、職場での状況等)を詳細に記した陳述書や報告書を、家族、教師、同僚等の関係者に作成してもらい、提出することも考えられます。

証拠資料

2 画像所見の有無とその内容についての資料

【例示】CTやMRI (T2強調画像、T2*強調画像、FLAIR)等の脳画像、これらの画像検査の所見が記載されたカルテや診断書、SPECT検査やPET検査の結果が記載されたカルテ等

3 頭部外傷後の意識障害の有無とその程度についての資料

【例示】JCSやGCSの数値が記載されたカルテ、診断書、「頭部外傷後の意識障害についての所見」等

4 高次脳機能障害に特徴的な認知障害、行動障害、人格変化等の精神症状の有無とその内容についての資料

【例示】ウェクスラー式の知能検査 (WISC)、ウィスコンシン・カードソーティング・テスト (WCST)、トレイル・メイキング・テスト (TMT)、かな拾いテスト、三宅式記銘力検査、ウェクスラー記憶検査 (WMS-R)、ミネソタ多面人格目録 (MMPI)、ビネー式検査等の結果が記録されたカルテ、診断書、医師作成の「神経系統の障害に関する医学的意見」、家族等が作成する「日常生活状況報告」、被害者の生活状況を詳細に記した陳述書や報告書等

〔43〕 悪質事故等での増額

事 例

渋滞のため減速して走行していた被害車両に、加害者が相当程度酩酊した状態で運転する大型貨物自動車
が追突する事故が発生した。この事故により被害車両
は炎上し、同乗していた幼児2人が両親の目の前で焼
死したが、加害者は事故直後に「まーえーじゃないか」
と述べるなど極めて悪質な態度をとり、その後も責任
転嫁、自己弁護の供述を行うなどした。

主張のポイント

加害者の過失が重大であったり事故態様が悪質であったりする場
合、また加害者の事故後の態度が著しく不誠実な場合には、慰謝料が
基準額よりも増額されることがあります。

そのためには、個別具体的な事案における重大性、悪質性、著しく
不相当な対応といった事情を主張・立証する必要があります。

1 慰謝料の増額

死亡慰謝料については、事例〔42〕で述べたとおり、定額化の傾向が
定着していますが、事故態様、過失の程度が被害者の精神的損害に影
響しないとはいえませんので、これらの事由は慰謝料増額事由となり
得ます。

また、慰謝料の算定には口頭弁論終結時までの諸事情を斟酌できる

ため、一般的には、加害者の事故後の態度が著しく不誠実な場合も増額事由として考慮できるとされています。

2 加害者の過失が重大であったり事故態様が悪質であったりする場合

加害者の過失が重大であったり事故態様が悪質であったりする場合については、個別具体的な事案において重大性、悪質性の程度を考慮して慰謝料の増額の有無、程度が判断されることとなりますが、例えば、裁判例においては、飲酒運転、救護義務違反・報告義務違反（ひき逃げ）、著しい速度超過、信号無視、居眠り、無免許といった過失ないし事故態様の場合に慰謝料増額が認められています。

なお、裁判例については、「同じ飲酒運転といっても、酒気を帯びて運転していた場合と酩酊状態が相当高い場合では違いますし、また、同じひき逃げでも、その場から離れただけなのか、その後ずっと逃走していたのかによって悪質性には違いがあるといえますので、どの事由をどの程度斟酌しているかについては一概に判断しかねるところです」との指摘があります（高取真理子「慰謝料増額事由」赤い本2005年版下巻47頁以下）。

3 加害者の事故後の態度が著しく不誠実な場合

加害者の事故後の態度が著しく不誠実な場合については、裁判例において、加害者による証拠隠滅、謝罪なし、責任否定といった事案で慰謝料増額が認められています。

〔49〕 代車料

事 例

被害者は、自家用車で通勤中に交通事故に遭い、通勤のため翌日から代車を利用したが、同一車種の空きがなく、別の車種を借りることになった。被害者は、修理するか経済的全損として買い替えるかについて検討し、実際に修理に出したのは事故から1か月後となったことから、修理に要した2週間と合わせ、事故から1か月と2週間の間、代車を利用した。

ちなみに、被害者は公共交通機関による通勤も物理的には可能であったが、その場合は通勤時間が倍になった。また、被害者の家庭では妻が別の軽自動車を所有していた。

主張のポイント

代車料については、代車利用の必要性があり、現実には代車を利用し代車料を支出した場合に、被害車両と相応する車種の代車料が、修理又は買替えに要する相当期間分について、損害として認められます。

そのため、代車利用の必要性、代車利用の事実、代車料支出の事実、使用した代車の車種及びそれが相応な車種であったこと、修理又は買替えに要する相当期間（事情に応じて、必要な交渉期間等も含まれます。）などについて、主張・立証する必要があります。

【参考判例等】

- 被害車両を利用して自宅から約3kmの会社に通勤していた被害者について、公共交通機関の利用では不十分であるとの主張・立証がない上、被害者宅には被害車両のほかに普通自動車や原付自転車等の車両があったとして、代車利用の必要性を認めなかった事例（大阪高判平5・4・15交民26・2・303）。
- 顧客送迎に使用していた被害車両（ロールス・ロイス）のほかにメルセデス・ベンツを所有していたとしても、当該ベンツはいわゆるスポーツ車であり使用目的に照らして代車になり得るものとはいえないとして、代車の必要性を認めた事例（京都地判平14・8・29自保1488・18）。
- キャデラックリムジンの代車使用（営業車使用）について、その使用理由（安全、ファックス等の備付けがあり車内事務が可能、多人数乗車が可能）に照らし、代車を必要とする期間が短期間であることから国産高級車で十分代用できるとし、実際に支出した代車料488万655円を認めず、同期間（39日間）の代車料として97万5,000円を認めた事例（東京地判平7・3・17交民28・2・417）。

参考文献

[赤い本] 2018年版上巻227～230頁

[青本] 26訂版266～270頁

[その他の文献]

- ・佐久間邦夫＝八木一洋編『リーガル・プロGRESSIV・シリーズ5 交通損害関係訴訟 [補訂版]』232頁以下（青林書院、2013年）
- ・中園浩一郎「物的損害に関する諸問題2（その他）」森富義明＝村主隆行編『交通関係訴訟の実務』435頁以下（商事法務、2016年）
- ・来司直美「代車使用の認められる相当期間」赤い本2003年版下巻344頁以下
- ・小林邦夫「代車の必要性」赤い本2006年版下巻77頁以下